

～出生届を出された方へ～

赤ちゃんのお誕生、おめでとうございます。

母子手帳	○執務時間外に届出をされた場合には、「母子手帳」に出生届出済証明ができません。後日、執務時間内に「母子手帳」を市民課・北部振興局福祉生活課・各支所のいずれかまでお持ちください。 (執務時間は平日 午前8時30分～午後5時15分です。)		
出産育児一時金	○出産育児一時金を出産費用に充てる『直接支払制度』を利用し、出産費用が出産育児一時金よりも安かった場合は、その差額分を出産された方が加入している保険者に請求できます。 ※『直接支払制度』を利用しなかった場合は、全額請求できます。		
	●国民健康保険に加入している方が請求される場合は、住民登録地の市町村で手続きください。それ以外の方は事業所で手続きを行ってください。		※長浜市に住民登録されていて、国民健康保険に加入されている場合 → 長浜市での手続きをお願いします。
	手続きに必要なもの	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 出産費用の領収・明細書(または請求書) <input type="checkbox"/> 病院から交付された代理契約に係る文書 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 通帳(世帯主名義)	
申請窓口	保険医療課 国保・年金グループ	北部振興局(木之本) 福祉生活課	各支所

長浜市に住民登録している方

手続き内容	国民健康保険への加入		福祉医療受給券(マル福カード)の申請		児童手当の申請		紙おむつ用ごみ袋
手続きに必要なもの	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証		<input type="checkbox"/> 赤ちゃんが加入する健康保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑		<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 申請者名義の通帳 <input type="checkbox"/> 申請者の保険証の写し ※申請者・配偶者が、1月1日に市外にお住まいの場合は所得証明書が必要です。 <input type="checkbox"/> 申請者と配偶者のマイナンバーカード ※父か母どちらか所得の多い方が申請者になります。 ※出生の翌日から15日以内に申請してください。		なし
申請窓口	市役所本庁	<手続き> 市民課 1階13番窓口	<お問い合わせ> 保険医療課 国保・年金グループ 1階4番窓口	<手続き> 保険医療課 後期高齢・福祉医療グループ 1階3番窓口	<お問い合わせ> 市民課 子育て支援課 子育て支援グループ 1階20番窓口	<手続き> 市民課 <お問い合わせ> 環境保全課 1階15番窓口	連絡先 ☎65-6511 ☎65-6512 ☎65-6527 ☎65-6511 ☎65-6514 ☎65-6513
	※北部振興局および各支所でも同じ手続きができます。 浅井支所 ☎74-3020 湖北支所 ☎78-1001 余呉支所 ☎86-3221 びわ支所 ☎72-3221 高月支所 ☎85-3113 西浅井支所 ☎89-1121 虎姫支所 ☎73-4852 北部振興局(木之本) ☎82-5901						

長浜市に住民登録していない方

国民健康保険への加入手続き、福祉医療助成の申請、児童手当の申請については、住民登録地の市町村窓口で行ってください。
 ※出生届の通知が住民登録地に送付されるまでに数日かかります。
 お急ぎの方は、あらかじめ送付されているか確認のうえ手続きを行ってください。

■ご不明な点がございましたら、各担当までお問い合わせください。

● 新聞社への情報提供を希望された方へ

長浜市では、土日の受付分は月曜に、祝日の受付分はその翌日に情報提供します。
 掲載日の指定はできませんのでご了承ください。